

# 市川市成年後見制度 利用促進基本計画



令和5年3月



# 目次

第1章 本計画について.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 成年後見制度.....	2
3. 計画の位置づけ.....	4
4. 計画期間.....	5
第2章 成年後見制度利用に関する市川市の現状.....	6
1. 市川市の統計から見える現状.....	6
2. 認知症高齢者の状況.....	6
3. 障がい者の状況.....	8
4. 成年後見制度の申立て件数.....	8
5. 成年後見制度利用者数.....	9
6. 成年後見市長申立て件数.....	9
7. 成年後見制度に関する相談件数.....	10
8. 市民後見人養成・選任状況.....	10
9. 成年後見人等報酬助成件数.....	10
10. 成年後見制度の基盤構築について.....	11
11. 相談・支援体制について.....	12
第3章 現状から見えた課題.....	13
1. 成年後見制度への理解.....	13
2. 安心して利用できる環境の整備.....	13
3. 地域と連携した権利擁護支援.....	13
第4章 計画の基本目標.....	14
第5章 施策の目標.....	15
1. 制度への理解の促進.....	15
2. 安心して利用できる制度の運用.....	17
3. 中核機関の設置と地域連携ネットワークの仕組みづくり.....	19
第6章 計画の推進・管理.....	24
1. 推進体制.....	24
2. 計画管理.....	24

# 第1章 本計画について

## 1. 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいによって物事を判断する能力が不十分な方(以下「本人」という。)の日常生活を法律的に支援する制度のことです。

お金の管理ができなくなったり、障がいのある家族の今後が不安なときなどに、成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人(以下「成年後見人等」という。)が財産の管理を行うとともに本人の意思をできるだけ丁寧に汲み取ることなどにより、本人の生活や権利を守ります。また、財産の管理または日常生活等に支障がある方を地域社会全体で支え合うことは、喫緊の課題であり、成年後見制度はそのための重要な手段です。

しかしながら、制度の必要性の高まりに対して、成年後見人等への支援体制が不十分で、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用があるなど、利用者が制度を利用するメリットを実感できず、必要な方が制度を利用できていないという実態があります。

こうした状況を踏まえ、国は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年5月13日施行(以下「成年後見制度利用促進法」という。))を制定するとともに、成年後見制度利用促進基本計画(以下「国の計画」という。)を閣議決定(平成29年3月24日)しました。

成年後見制度利用促進法において、市町村は、国の計画を勘案して、基本的な計画を定め、必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

これを受け、本市では、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目的に、「市川市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

成年後見制度利用促進法における成年後見制度の基本理念

### ①ノーマライゼーション

成年被後見人等が、成年被後見人等でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

### ②自己決定権の尊重

障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

### ③身上の保護の重視

本人の財産の管理のみならず、身上の保護が適切に図られるべきこと。

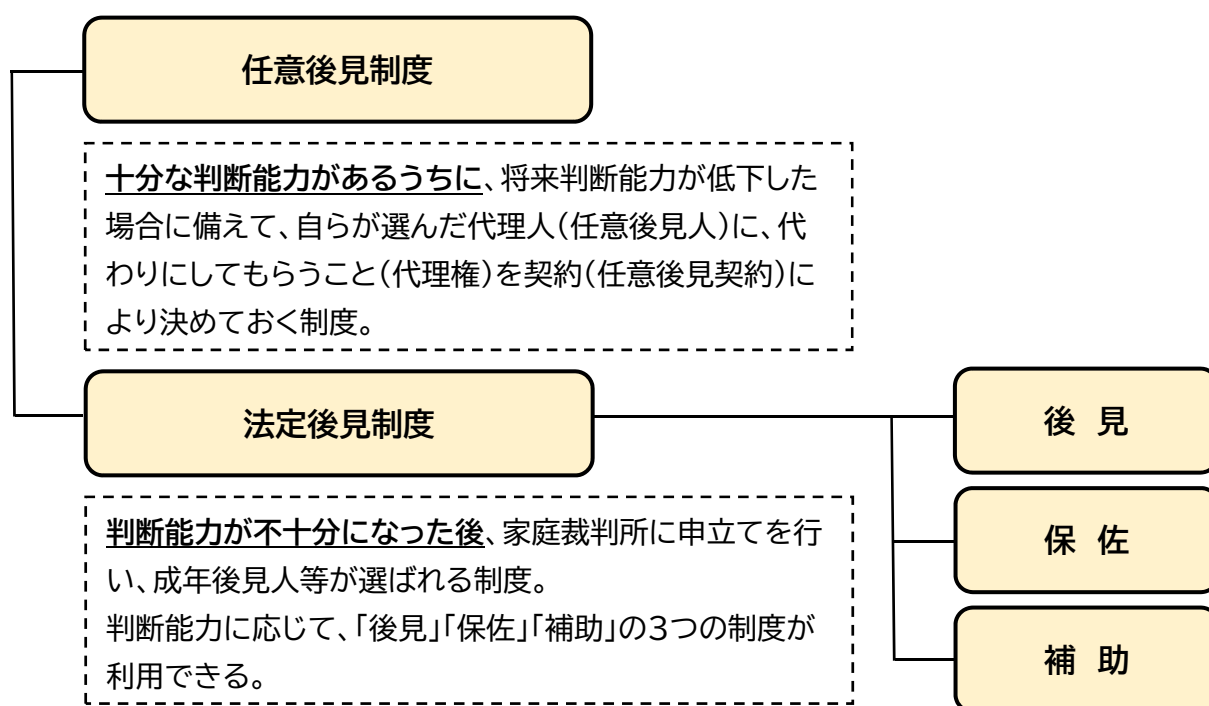
## 2. 成年後見制度

成年後見制度は、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つに分けられます。

「任意後見制度」は、十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が低下した場合に備え、自らが選んだ代理人(任意後見人)に、代わりにしてもらうこと(代理権)を契約(任意後見契約)により決めておく制度です。

「法定後見制度」は、判断能力が不十分になった後、家庭裁判所に申立てを行い、成年後見人等が選ばれる制度です。また、「法定後見制度」は、判断能力の程度に応じて、さらに「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型に分けられます。

### ■成年後見制度の種類



### ●任意後見制度の利用促進(「第二期成年後見制度利用促進基本計画」一部抜粋)

人生設計についての本人の意思の反映・尊重という観点から、任意後見制度が積極的に活用される必要がある。そのため、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど同制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。なお、任意後見制度は、私的自治の尊重の観点から、本人が自ら締結した任意代理の委任契約に対して本人保護のための必要最小限の公的な関与を制度化したものである。そのため、任意後見制度の利用促進は、周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下で行うことが適切である。

権利擁護支援チームによる見守りで、任意後見契約の委任者である本人の判断能力が低下しているなど権利擁護支援が必要なケースを発見した場合は、任意後見受任者に任意後見監督人の選任の申立てを促し、これが困難な場合には法定後見開始の申立てを検討するなど、必要な支援につなげる必要がある。

## ■法定後見制度の類型

		後見	保佐	補助
対象となる方		判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる人		本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市区町村長など		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	財産管理についての全般的な代理権、取消権(日常生活に関する行為を除く)	特定の事項 <sup>※1</sup> についての同意権 <sup>※2</sup> 、取消権(日常生活に関する行為を除く)	—
	申立てにより与えられる権限	—	特定の事項 <sup>※1</sup> 以外についての同意権 <sup>※2</sup> 、取消権(日常生活に関する行為を除く) 特定の法律行為 <sup>※3</sup> についての代理権	特定の事項 <sup>※1</sup> の一部についての同意権 <sup>※2</sup> 、取消権(日常生活に関する行為を除く) 特定の法律行為 <sup>※3</sup> についての代理権
制度を利用した場合の資格などの制限		株式会社の取締役等の地位を失うなど <sup>※4</sup>		—

※1 民法第13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

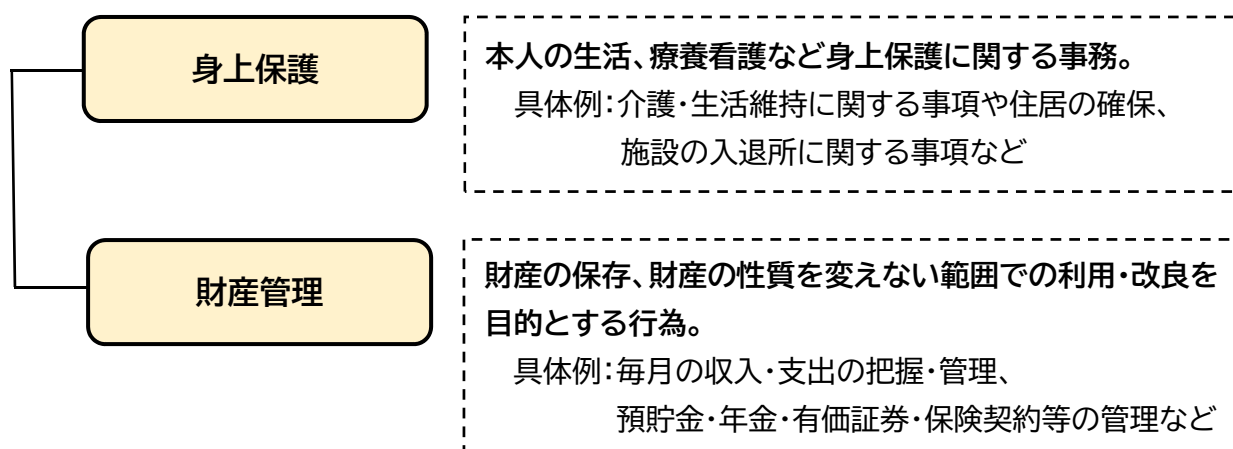
※2 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意(了承)する権限です。保佐人、補助人は、この同意がない本人の行為を取り消すことができます。

※3 民法第13条1項に掲げられている同意を要する行為に限定されません。

※4 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年12月11日公布)において、株式会社の取締役等が後見等開始の審判を受けた場合には、取締役を選任された時点と判断能力等の点で前提が異なることになるため、一旦は取締役等の地位を失いますが、その後、株主総会の決議等の所定の手続きを経ることで、再び取締役に就任することができます。

## ■成年後見人等の職務

成年後見人等の職務は大きく分けて「身上保護」と「財産管理」があります。



### 3. 計画の位置づけ

#### (1) 計画の法的根拠

本計画は成年後見制度利用促進法第14条第1項に規定する基本的な計画に位置付けます。

成年後見制度利用促進法抜粋

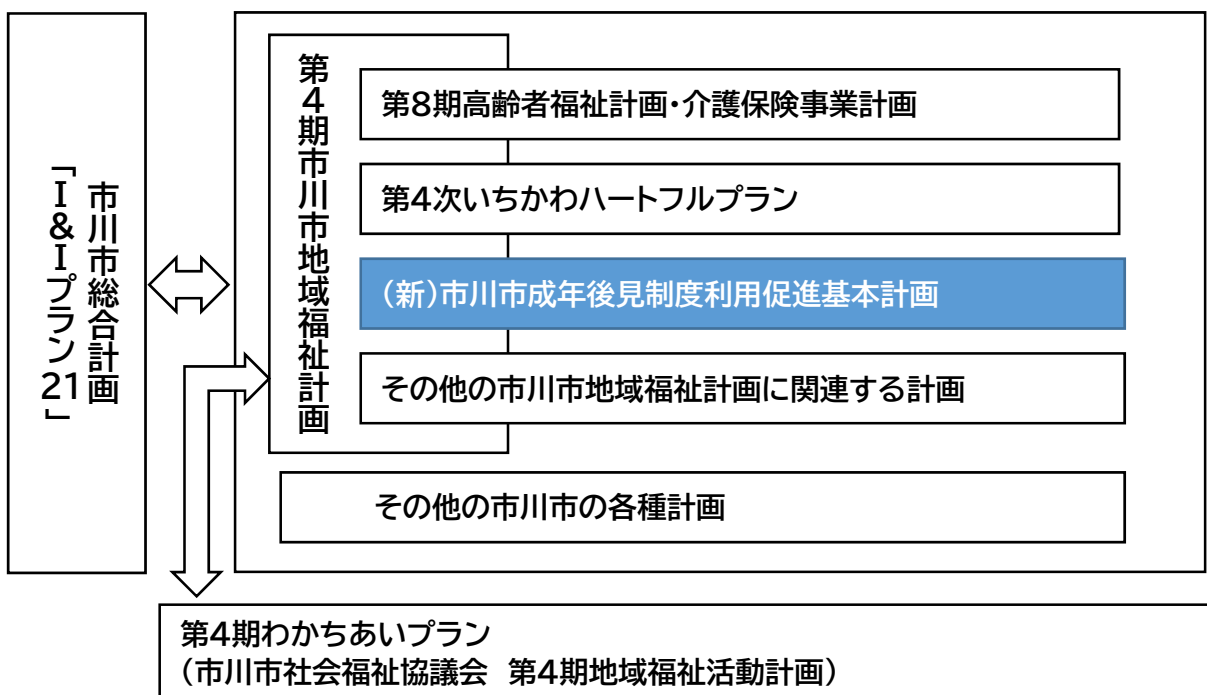
(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (2) ほかの計画との関連性

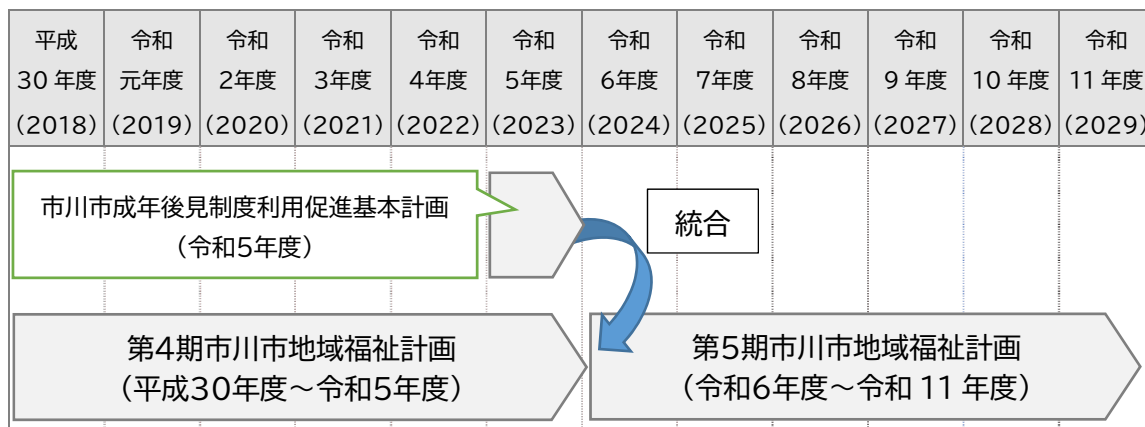
本計画は、地域における高齢者、障がい者、児童等の福祉に関して、共通して取り組む事項を盛り込んだ福祉分野の上位計画である「第4期市川市地域福祉計画」と一体的に取り組む、市民の権利擁護の充実に向けて、その手段の一つである成年後見制度をより有効に活用するための施策を取りまとめた計画です。

なお、本計画策定にあたっては、「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「第4次いちかわハートフルプラン(市川市障がい者計画)」、その他関連する個別計画とも整合性を図っています。



## 4. 計画期間

本計画は、高齢者や障がい者などの分野を横断的に取り組む基本的な計画であることから、計画期間を令和5年度の1年間とし、令和6年度からは市川市地域福祉計画に統合します。





## 第2章 成年後見制度利用に関する市川市の現状

### 1. 市川市の統計から見える現状

本市の総人口は、令和4年(2022年)3月末日時点で491,545人となっており、高齢者人口が105,716人、高齢化率が21.5%となっています。高齢者人口および総人口に占める割合である高齢化率はともに増加しており、前期高齢者と後期高齢者の人数が令和3年3月末時点で逆転しています。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
① 総人口	485,767 人	488,714 人	491,821 人	492,283 人	491,545 人
② 高齢者人口	101,733 人	102,995 人	104,137 人	105,179 人	105,716 人
前期高齢者	54,286 人	52,850 人	52,241 人	52,564 人	51,237 人
後期高齢者	47,447 人	50,145 人	51,896 人	52,615 人	54,479 人
高齢化率 (②/①)	20.9%	21.1%	21.2%	21.4%	21.5%

※資料:住民基本台帳人口

(各年3月末日時点)

### 2. 認知症高齢者の状況

高齢者人口における認知症高齢者(認知症判定Ⅱ(7ページ参照)以上)の人数の割合は、8～9%台で推移しています。ただし、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る観点から、厚生労働省通知に基づき、要介護認定の更新申請について臨時的に有効期間を延長する措置がとられたことにより、認定審査会における審査件数が減少したことから、令和3・4年の認知症高齢者は減少しています。今後、後期高齢者人口は増加することから、認知症高齢者の人数も増えていくことが予想されます。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
①高齢者人口	101,733 人	102,995 人	104,137 人	105,179 人	105,716 人
②認知症判定Ⅱ以上	9,076 人	9,485 人	9,984 人	9,407 人	6,935 人
割合(②/①)	8.9%	9.2%	9.6%	8.9%	6.6%

※資料:住民基本台帳人口

(各年3月末日時点)

参考: 認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応等一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態がみられる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態がみられる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する周辺症状が継続する状態等

資料: 厚生労働省「主治医意見書記入の手引き」

### 3. 障がい者の状況

直近5年間の推移をみると、療育手帳所持者は横ばいで、精神障害者保健福祉手帳所持者および自立支援医療(精神通院)受給者は概ね増加傾向にあります。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
療育手帳 所持者	2,922人	2,567人	2,637人	2,698人	2,765人
精神障害者 保健福祉 手帳所持者	3,780人	3,886人	4,193人	4,416人	4,704人
自立支援医療 (精神通院) 受給者	6,729人	7,094人	7,245人	8,151人	7,878人

### 4. 成年後見制度の申立て件数

各年とも後見類型が最も多くなっています。令和3年では全体の約7割を占めており、社会生活上大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがえます。

類型	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
後見	84件	93件	79件	95件	118件
保佐	28件	35件	30件	33件	39件
補助	1件	5件	15件	7件	14件
任意	3件	1件	1件	0件	2件
合計	116件	134件	125件	135件	173件

※資料:千葉家庭裁判所市川出張所の集計

(各年1月1日~12月31日)

## 5. 成年後見制度利用者数

後見、保佐および補助ともに各年概ね増加傾向にあります。任意後見はほとんど利用されていないことがうかがえます。

類型	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
後見	407人	420人	428人	455人	499人
保佐	111人	139人	141人	160人	178人
補助	33人	32人	42人	47人	49人
任意	6人	4人	1人	1人	3人
合計	557人	595人	612人	663人	729人

※資料：千葉家庭裁判所市川出張所の集計

(各年1月1日～12月31日)

## 6. 成年後見市長申立て件数

市長申立て全体の申立て件数は多少の変動はありますが、概ね増加傾向にあります。

とりわけ高齢者による申立て件数は、直近5年間の推移を見ると2.5倍近くの件数が増加しています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
高齢者	13件	15件	15件	29件	32件
障がい者	5件	7件	5件	3件	6件
合計	18件	22件	20件	32件	38件

## 7. 成年後見制度に関する相談件数

相談件数は毎年増加していましたが、令和3年度は減少しています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数	2,536件	2,716件	3,554件	3,801件	3,213件

※高齢者サポートセンター、基幹相談支援センターおよび市川市社会福祉協議会の相談件数の合計

## 8. 市民後見人養成・選任状況

現在、市民後見人<sup>\*1</sup>を第2期生まで養成修了しており、第1期生10人は市民後見人、8人は後見支援員<sup>\*2</sup>として活躍しています。第2期生については、令和3年度に養成が修了し、今後、市民後見人としての活躍が期待されます。

	第1期生 (養成期間 平成28年度～令和元年度)	第2期生 (養成期間 令和2年度～令和3年度)
養成修了者	18人	14人
市民後見人	10人	0人
後見支援員	8人	0人

(令和4年3月末日時点)

※1 市民後見人…家庭裁判所から選任されて成年後見人等として活動する。

※2 後見支援員…養成修了後、希望者は市川市社会福祉協議会の後見活動の一部を担う。

## 9. 成年後見人等報酬助成件数

高齢者、障がい者ともに件数は増加傾向にあります。今後もこの傾向は続くと思われます。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
高齢者	15件	22件	37件	39件	54件
障がい者	17件	25件	34件	39件	39件
合計	32件	47件	71件	78件	93件

## 10. 成年後見制度の基盤構築について

本市では、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士などの専門職と会議・研修会などの活動をとおり、連携・協働しながら、成年後見制度の地域基盤を築いてきました。

	概 要
平成 25 年度	成年後見相談支援等業務を委託し、市川市後見相談担当室を設置
平成 26 年度	市川市審判請求対象者検討会※ <sup>1</sup> の実施
平成 28 年度	市民後見人養成研修開始(第1期) 法人後見受任を開始
平成 29 年度	後見制度利用促進会議※ <sup>2</sup> の開催(年3回)
平成 30 年度	市民後見人が選任される(3人) 市民後見人の活動を充実するために育成期間2年追加(第1期)
令和元年度	市民後見人が追加で選任される(7人)
令和2年度	市民後見人養成研修開始(第2期) 不正防止効果に関する業務追加
令和3年度	権利擁護サポート会議※ <sup>3</sup> の開催
令和4年度	受任調整会議※ <sup>4</sup> および専門職ケース検討会議※ <sup>5</sup> の開催
令和5年度	中核機関の設置(予定)

※1 市川市審判請求対象者検討会……市長申立て等の事案検討と成年後見人等のマッチング

※2 後見制度利用促進会議……成年後見制度利用促進のため、専門職から、制度の周知・啓発・担い手の養成、制度の動向など情報提供や指導助言を受ける。

※3 権利擁護サポート会議……行政、関係機関で把握した権利擁護支援が必要な事例を専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士など)からアドバイスを受ける。

※4 受任調整会議……市川市審判請求対象者検討会を名称変更し、開催回数を年7回から年12回に増やし、事例を適時申立てできる環境に拡充した。

※5 専門職ケース検討会議……権利擁護サポート会議を名称変更した会議。

## 11. 相談・支援体制について

本市では、高齢者やその家族への総合相談窓口である高齢者サポートセンターと、障がい者への総合的・専門的な相談支援を行う基幹相談支援センターを設置しています。

また、平成25年度から「市川市後見相談担当室」を設置し、生活保護、生活困窮者自立支援事業、日常生活自立支援事業等の実施機関とも連携した権利擁護に関する相談支援体制を整備しています。

### ■市川市における権利擁護に関する相談支援体制

市川市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度に関する相談対応、広報啓発</li> <li>・市民後見人の育成、支援、活用</li> <li>・後見人支援</li> <li>・法人後見事業</li> <li>・日常生活自立支援事業</li> </ul>
市川市高齢者サポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者やその家族への総合相談事業</li> <li>・権利擁護事業(成年後見制度利用支援、虐待防止等)</li> <li>・その他生活支援</li> </ul>
基幹相談支援センター 「えくる」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者等や家族への総合的・専門的な相談支援</li> <li>・権利擁護事業(成年後見制度利用支援、虐待防止、差別解消等への取組み)</li> <li>・その他生活支援</li> </ul>
市川市生活サポートセンター 「そら」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者自立支援事業</li> </ul>
中核地域生活支援センター 「がじゅまる」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談事業</li> <li>・権利擁護事業</li> <li>・地域生活支援事業</li> </ul>

## 第3章 現状から見えた課題

現状を踏まえ、以下のとおり課題を整理しました。

### 1. 成年後見制度への理解

「成年後見制度を知っている」と回答した割合は、平成30年度に41.1%、令和2年度に45.1%と4%上昇しましたが、認知度としては十分ではないと考えています。(※)

また、任意後見制度については、ほとんど利用がないという状況を踏まえ、制度自体の周知・啓発に努め、制度の意義を理解してもらうことが必要です。

支援が必要な方を早期に発見することができるよう、高齢者サポートセンター、基幹相談支援センターをはじめとする福祉、医療、地域の関係者等に対して周知・啓発を図る必要があります。

※資料:「第4期市川市地域福祉計画(中間見直し)アウトカム指標による評価の結果」

### 2. 安心して利用できる環境の整備

成年後見制度の利用に係る手続きの煩雑さや経済的な負担の大きさ、権利の制限などのマイナスイメージを抱いている方が多い状況から、制度利用に結びつかない面があります。制度を利用する方が、安心して利用できるよう、申立て手続きの支援や費用負担能力に応じた支援について、検討していく必要があると考えます。

### 3. 地域と連携した権利擁護支援

中核機関を中心とした地域連携ネットワークを早期に構築し、地域で権利擁護支援につなげていく仕組みづくりが重要です。

また今後、支援の必要な高齢者や障がい者の増加が見込まれる一方で、担い手となる専門職後見人・親族後見人等の不足が懸念されています。将来的に増加が見込まれる成年後見制度の需要に対応するためにも、市民が相互に地域で支え合い、共生していく地域づくりを推進することが求められています。

このような状況から、市民の立場で後見活動を行う「市民後見人」などの担い手を育成し、活動できる環境づくりが必要です。

さらに、本人の意思決定支援と身上保護を重視した制度の運用のためには、権利擁護意識や福祉的視点の醸成など、成年後見人等の能力の向上も求められています。成年後見人等が孤立したり不安を感じることがないように、成年後見人等への助言・支援をしていくとともに、安心して後見等業務に取り組める体制整備が期待されています。



## 第4章 計画の基本目標

本計画の上位計画である「第4期市川市地域福祉計画」の考え方を前提として、第3章で示した課題を踏まえ、本計画の基本目標を次のとおりとします。

### 【基本目標】

だれもが住み慣れた地域で、お互いに支え合い、尊厳が守られながら、その人らしく安心して生活できる地域づくりを目指します。

私たちが自分らしく生活するためには、判断能力が不十分であったとしても、周囲の関係者が本人の意思決定を尊重し、その意思に沿った支援を行うことが重要です。

そのために、市民の権利擁護を支援する体制を整備し、関係機関・団体等と連携して本計画を効果的に推進することで、安心して自分らしく暮らせる地域共生社会を目指します。

これを実現させるために、次の3点を施策目標とします。

【施策目標1】 制度への理解の促進

【施策目標2】 安心して利用できる制度の運用

【施策目標3】 中核機関の設置と地域連携ネットワークの仕組みづくり

## 第5章 施策の目標

### 1. 制度への理解の促進

#### (1) 施策の方向性

成年後見制度による支援を必要とする方が、安心して利用できるよう、周知と正しい理解の促進を図るとともに、市民生活における制度の定着を推進していきます。

この制度は、本人が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう支援するものであり、そのためには、意思決定支援と身上保護を重視した運用が求められます。

本人の判断能力があるうちに相談を開始することによって、よりその人らしい生き方や支援のあり方を検討することができます。早い段階からの制度利用を促進するため、保佐・補助類型および任意後見制度についての周知・啓発を行います。

#### (2) 主な取組み内容

取組内容	① 成年後見制度の普及啓発				
	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標)
研修・講演会等 開催数	4回	3回	3回	3回	5回
出前講座 開催数	9回	7回	11回	10回	10回

	② 関係機関への周知・啓発				
取組内容	高齢者サポートセンター、基幹相談支援センターなどの相談機関やケアマネジャー、生活保護、生活困窮者の相談を受ける支援者等を対象とした研修会を開催し、制度の周知・啓発を進めます。				
年度	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標)
研修会 開催数	3回	0回	3回	3回	3回

	③ 成年後見制度の相談支援				
取組内容	判断能力が低下した高齢者や障がい者の生命・財産を守り、地域での生活を継続できるように、窓口や電話相談のほかに訪問による相談、申立てに関する支援などを実施していきます。				
年度	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標)
相談件数	3,554 件	3,801 件	3,213 件	4,000 件	4,000 件

	④ 任意後見制度の利用促進				
取組内容	利用者の自発的意思を尊重する任意後見制度について正しく理解し、適切に安心して利用できるよう周知していきます。				
年度	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標)
研修会 開催数	2回	2回	1回	2回	3回

## 2. 安心して利用できる制度の運用

### (1) 施策の方向性

親族後見人に対する審判後の支援などを行うことで、後見人業務を行う際の不安や孤立などを解消し、親族後見人が安心して本人に寄り添えるように支援します。

申し立てる親族がない場合などは、本市が親族等に代わって後見等開始の申立てを行い、身寄りのいない方や費用負担が困難な方でも成年後見制度を利用できるよう支援します。また必要な支援内容を十分に把握し、財産管理のみでなく、身上保護も重視した適切な成年後見人等の推薦を行います。

### (2) 主な取組み内容

	① 親族後見人への定期的支援				
取組内容	親族後見人が適正に後見人業務に取り組むことができるよう、家庭裁判所と連携し、活動を支援する体制を整備します。				
年度	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標)
研修会 開催数	1回	1回	1回	1回	1回

	② 市長による審判請求手続き(市長申立て事務)				
取組内容	成年後見制度の利用が必要と認められる方で、本人、家族や親族等による申立てが期待できない場合に、市長が家庭裁判所に後見等開始の審判請求手続きを行います。				
年度	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標)
審判請求 件数	20件	32件	38件	40件	40件

	③ 受任調整会議の開催				
取組内容	本人にあった成年後見人等(団体等)を推薦できるように会議を開催し、調整を行います。				
年度	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標)
受任調整 会議 開催数	7回	7回	7回	12回	12回

	④ 報酬費用の助成				
取組内容	成年後見制度を利用している方で、低所得や資産等の事情により、成年後見人等への報酬を負担することが困難な方に市が報酬の一部を助成します。				
年度	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標)
報酬助成 件数	71件	78件	93件	115件	130件

### 3. 中核機関の設置と地域連携ネットワークの仕組みづくり

#### (1) 施策の方向性

##### 1) 中核機関の設置

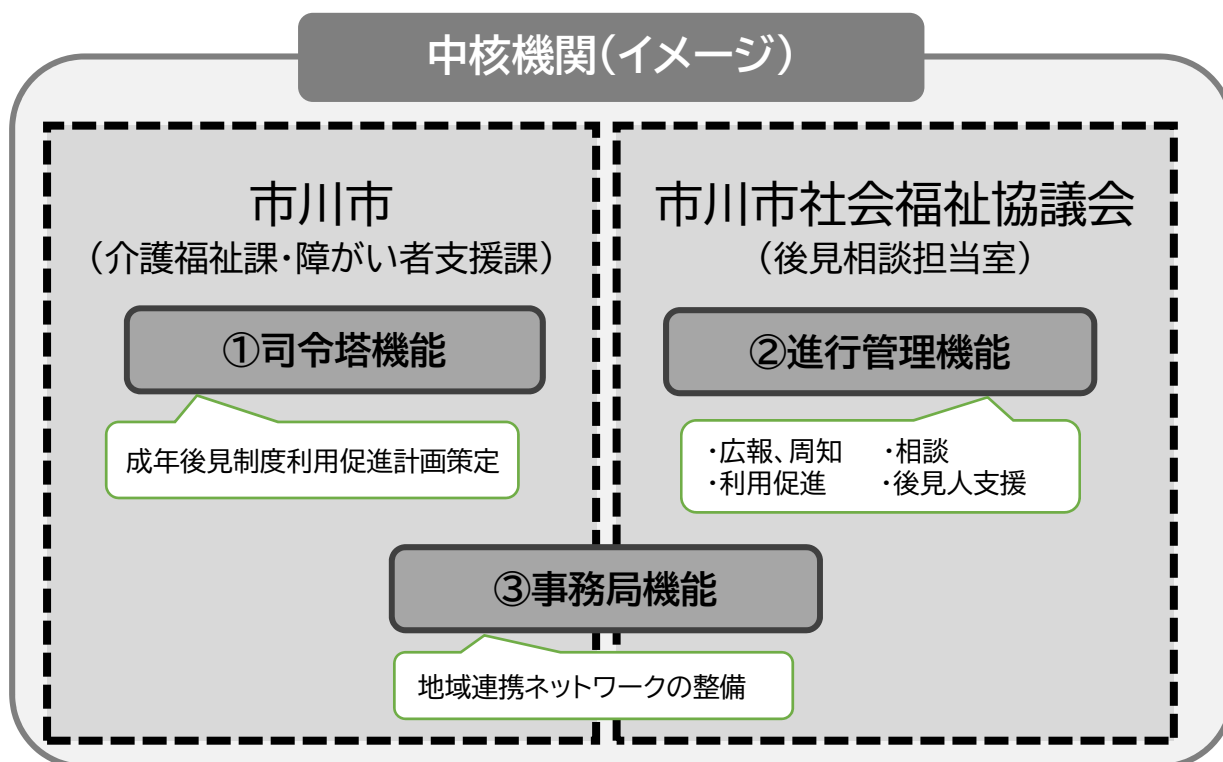
成年後見制度利用促進、さらに権利擁護支援に向けて、地域連携ネットワークの構築が重要です。本市は、地域連携ネットワークの中心となって全体のコーディネートを行うための「中核機関」を設置します。

##### 2) 中核機関の運営

令和5年度から中核機関としての役割を市川市と市川市社会福祉協議会で担います。

中核機関は①司令塔機能、②進行管理機能、③事務局機能の3つの機能を担います。3つの機能については、本市と市川市社会福祉協議会で行います。

成年後見制度の利用促進に向けて、全体構想の設計(計画策定)等の司令塔機能については、本市が担い、「広報」「相談」「成年後見制度利用促進」「後見人支援」の進行管理機能については、市川市社会福祉協議会が担います。さらに、この4つの機能を担うことで、「不正防止の効果」を発揮することも期待されます。また、協議会の運営や地域連携ネットワークの整備等の事務局機能については、本市と市川市社会福祉協議会が双方で担い、連携することで円滑な運営を行っていきます。



① 司令塔機能

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計と、その実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う。

② 進行管理機能

地域において、「3つの検討・専門的判断」※を担保する。

※「3つの検討・専門的判断」

ア)権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断、イ)本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断、ウ)モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

上記ア)～ウ)を通じて、中核機関は、個別のチームに対する専門職等によるバックアップを担保する。

③ 事務局機能

協議会を運営する。

3)地域連携ネットワークの構築

市民及び地域とともに、行政、家庭裁判所、民間の団体等が一体的に連携・協力し、支援を必要とする方を、早期に発見し、適切な支援につなげるための体制づくりを行います。このために、チーム、チームを支援する協議会および中核機関を設置し、そのほか成年後見制度の利用に関連する事業者等により、地域連携ネットワークを構築します。

さらに、市民が相互に支え合う支援体制を確保するため、市民後見人を養成します。

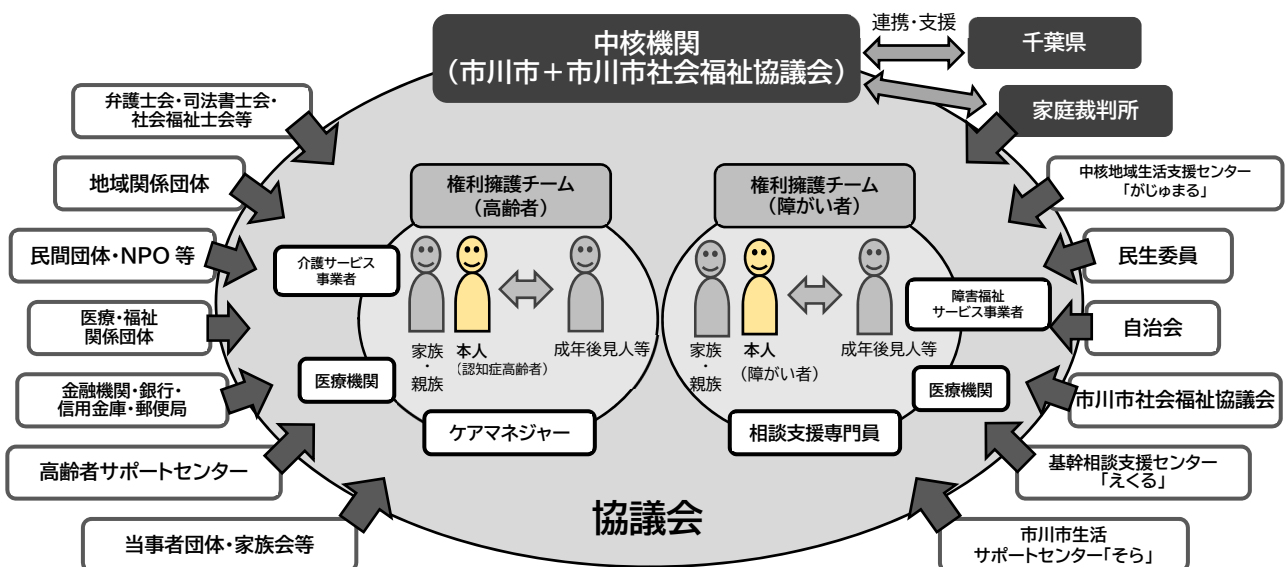
市川市地域連携ネットワーク【イメージ】

機能

◆広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止機能効果

役割

◆権利擁護支援の必要な人の発見・支援  
◆早期の段階からの相談・対応体制の整備  
◆意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築



○地域連携ネットワークについて

地域連携ネットワークとは、本人らしい生活を守るため、成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の必要な方を早期発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

「権利擁護支援の必要な方の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、保健・医療・福祉につながる仕組みに司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」、「協議会」、「中核機関」を構成要素とします。

○「チーム」について

「チーム」とは、本人の身近な親族、保健・医療・福祉・地域の関係者および成年後見人等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、意思を尊重した身上・財産の保護を行う体制です。

○「協議会」について

「協議会」とは、後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し、法律・福祉などの専門職団体や関係機関が必要な支援を行い、連携体制を強化し、自発的に協力する体制づくりを進める合議体のことです。



(2)主な取組み内容

	① 地域連携ネットワークの体制整備	
取組内容	<p><u>ア. 協議会の設置</u>          チームへの適切な支援体制の整備、困難なケースにも多職種間で連携して適切に対応できる体制整備を目的とし、専門職団体や関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める協議会を設置します。</p> <p><u>イ. 権利擁護支援の必要な方の発見・支援</u>          中核機関をはじめ、高齢者サポートセンター、基幹相談支援センター等が地域からの相談を受けることにより、権利擁護に関する支援の必要な方(財産管理や必要なサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状態であるにも関わらず必要な支援を受けられていない方、虐待を受けている方等)の早期発見に努め、速やかに必要な支援に結びつけます。</p> <p><u>ウ. 早期の段階からの相談・対応体制の整備</u>          早期の段階から、個々の事情に応じて、任意後見制度や保佐・補助類型といった選択肢を含め、適切な権利擁護支援ができるよう、身近な地域における相談窓口等の体制を整備します。</p> <p><u>エ. 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築</u>          成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態および生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。</p>	
年度	令和4年度	令和5年度
指標	協議会の設置準備	設置・運用開始

	② 市民後見人の養成および活動支援				
取組内容	権利擁護を支援する体制の確保、地域共生社会の実現へ向けた人材育成や参加支援を目指した市民後見人の養成を継続していきます。				
年度	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標)
市民後見人 人数	10人	10人	10人	14人	14人

## 第6章 計画の推進・管理

### 1. 推進体制

本計画は、本市と市川市社会福祉協議会が中核機関の役割を担い、協議会を中心に広く関係機関が参画して推進するものとします。

### 2. 計画管理

本計画については、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、市川市社会福祉審議会において、進行管理および評価を行います。

また、PDCAサイクルにより、本計画に基づく取組みを関係機関・団体等と連携のうえ推進し、市川市地域連携ネットワークにおいて把握した地域課題について検討を行います。社会情勢や地域実情も踏まえ、施策の充実や事業実施の見直しについての協議を継続的に行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。



## 市川市成年後見制度利用促進基本計画

発行日 令和5年3月

発行 市川市

編集 市川市福祉部 介護福祉課・障がい者支援課

〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号

TEL 047-334-1111(代表)